

# くらしの情報

## 消費生活相談室の専門電話を設置しました

暮らしに最も身近な商品への疑問、悪質なセールスやサラ金問題などについて専門の相談員がお受けし、解決に向けた助言や情報提供を通して、みなさんの消費生活を支援します。あきらめず、もう前に一度ご相談ください。

### 【相談室専用電話】

☎63・1173

●場所 市役所1階消費生活相談室

●受付時間 毎週火・水・金曜（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後4時（正午～午後1時は除く）

※相談される時は次の準備をお願いします。

①原則として相談は当事者本人からお願いします。

②事前に相談内容を簡潔にまとめてください。

③契約書・保証書・パンフレ

ットなど相談に関する資料の用意をお願いします。

なお、商工観光課の電話も引き続きご利用いただけます。

【問】商工観光課 ☎63・1421、消費生活相談室 ☎63・1173

## 『法務局なんでも相談所』を開設します

法務局が取り扱う業務について、広く地域住民の皆さんに知っていただくため、土地建物の相続や売買による登記、会社の役員変更登記、地代や家賃の供託、戸籍・国籍に関するものほか、家庭内の問題や近隣関係のトラブルなどについての相談を、法務局職員がお受けします。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●日時 11月7日（土）、午前10時～午後3時

●場所 熊本地方法務局玉名支局（玉名合同庁舎3階）

【問】熊本地方法務局玉名支局 ☎72・2347

## 農地パトロールを実施します



農業委員会では農地の無断転用の防止と、耕作放棄地の実態把握と解消を目的とする農地パトロールを実施します。農業人口の減少や農家の高齢化などにより、当市でも耕作放棄地が増加しており、荒れた田、畑が点在し環境悪化の原因にもなっています。

そこで11月を「農地パトロール月間」と定め現地調査を行います。特に農業委員全員で市内全域を調査する農地パトロールを次の日程で実施します。期間中、現地確認のため農業委員・農業委員会事務局職員が農地に立ち入ることがありますので、ご協力とご理解をよろしくお願いします。

●調査日時 11月16日（月）午前9時～12時を予定

●調査場所 市内一円

【問】農業委員会事務局 ☎63・1459

## 多重債務者相談強化キャンペーン無料相談会

借金問題で悩んでいる人の無料相談会を開催します。相談員や弁護士、司法書士がお話を伺います。専門家に相談することが安心への早道です。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。これまでも、たくさんの方が相談され、生活再建に向かっています。なお、できるだけ予約をしておいでください。

●期日 11月16日（月）

●受付時間 午後1時～4時

●場所 文化センター会議室1～4

【申・問】県消費生活センター ☎096・383・0999

商工観光課 ☎63・1421

## 高齢者無料職業紹介所を開設しています！

おおむね65歳以上（60歳以上でも可）の人を対象に、専門の相談員が就職に関する相談や、本人の希望と能力に応じた仕事を紹介する熊本県高齢者無料職業紹介所玉名相談所を開設しています。相談は無料です。

●日時 毎週月・水・金曜（祝日・年末年始を除く）午前10時～午後4時

●場所 玉名地域振興局福祉課内

【問】県高齢者無料職業紹介所 玉名相談所 ☎72・3240

## 愛の献血（11月）

●20日（金）

▽あらおシテイモール 午前10時～11時30分、午後12時45分～午後4時

※ただし、40ミリリットルのみ、体重50キログラム以上の人

【問】保健センター ☎63・1133

## 国民年金保険料収納事業 が民間委託されました

平成21年10月から国民年金保険料の納付のご案内を民間業者に委託して行うことになりました。

委託業者の行う業務は、電話、文書または戸別訪問による保険料納付や免除申請手続きのご案内です。(ご案内は土・日曜、夜間も行いますのでご理解をお願いいたします)

委託業者から電話による納付のご案内を行う場合、次の電話番号が表示されます。また、ご案内に関する問い合わせに際しても左の番号で委託業者がお受けします。

**【委託業者名】**  
(株)オリエントコーポレーション  
**【フリーダイヤル】**  
☎0120・217736

委託業者が戸別訪問で、国民年金保険料納付のご案内をする際には

① 社会保険庁が発行した顔写真入り『納付督促員証明書』を提示します。

② 保険料をお預かりして納付する場合は、お客様が保険料納付書をお持ちの場合に限られます。納付書をお持ちでない場合に現金をお預かりし、領収書を発行することはありません。

「問」玉名社会保険事務所  
☎74・1638

## 国民年金保険料の控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

「問」社会保険庁控除証明書専用ダイヤル  
☎0570・070・117

## 国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金は、公的な年金制度です。20歳以上60歳未満で国民年金保険料を納めている人(第1号被保険者)ならどなたでも加入できます。(農業者年金加入者は加入できません)

加入は希望するときからいつでも加入でき、掛け金は、性別、加入する時の年齢、加入する型により決まります。掛金の支払いは60歳まで、年金の受け取りは65歳から(Ⅲ型は60歳から)。

掛金は全額社会保険料控除の対象となります。また、受け取る年金は、国民年金や厚生年金などの年金と併せて、公的年金等控除の対象となります。

加入申し込み、資料請求など詳しくはお問い合わせください。

「申・問」県国民年金基金  
☎096・387・2220 または  
フリーダイヤル☎0120・

65・4192

ホームページ <http://www.kumamotoikin.or.jp>

## 高齢者の所得税、地方税上の障害者控除について

高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている人などのほか、身体障がい者に準ずる人として福祉事務所長の認定を受けている人が障害者控除の対象となります。市では、65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち、ほぼ寝たきり状態の人で一定の基準を満たしている人に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

認定された人は、身体障害者手帳の交付を受けている人などと同様に所得税、地方税上の障害者控除を受けることができます。認定書の交付を希望する人は、税の申告をするご本人の印鑑と対象者の人の印鑑を持

参のうえ、福祉課までお越しください。

「問」福祉課 障がい福祉係  
☎63・1406

## 住宅新築やリフォームに、県産の木材と畳表をプレゼント!

県では、木造住宅の新築や住宅のリフォームをする人に県産木材と畳表を提供しています。

県民の皆さんに県産資材を使っていたことが、熊本の豊かな森林や水田を維持・保全していくことにつながります。

●募集期日(今年度最終募集) 11月10日(火)～12月1日(火)

※応募条件など、詳しくはお問い合わせください。

「申・問」県林業振興課  
☎096・333・2448

